

平成25年兵庫県立大学環境人間学部規程第1号

兵庫県立大学環境人間学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号。以下「学則」という。）に基づき、兵庫県立大学環境人間学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項を定めるものとする。

(専決事項の規定)

第1条の2 兵庫県公立大学法人決裁規程（平成25年法人規程第6号）第4条に規定する専決事項として学部長が専決するものについて、この規程においては、学部長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、環境に関わる科学技術、生活技術、社会構築技術などの技術学と環境政策など環境に関する政策学を、人間学を基軸として考究するとともに、環境に関する識見をもち、環境問題に関しての思想的な発信と環境と共生する人間性を育む文化の創造を担う人間を育てること、また、人間学の基本に立って技術と政策の活用を図ることができる実務に強い人材を育成することを目的とする。

(系及び課程)

第3条 学則第2条第2項の規定による環境人間学科には、次の系及び課程を置き、定員は次のとおりとする。

系又は課程	入学定員	収容定員
人間形成系	165	660
国際文化系		
社会デザイン系		
環境デザイン系		
食環境栄養課程	40	160
計	205	820

2 食環境栄養課程以外の学生は、2年次以降、前項に掲げる系に分かれて履修する。

(授業科目)

第4条 授業科目は、全学共通科目、専門基礎科目、専門教育科目及び教職課程科目とする。

(全学共通科目)

第5条 全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第1に定めるところによる。

(専門基礎科目)

第6条 専門基礎科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第2に定めるところによる。

(専門教育科目)

第7条 専門教育科目は、第3条第1項に掲げる各系及び課程ごとに定める。

2 前項の規定による授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第3に定めるところによる。

(他大学等における修得単位の認定)

第7条の2 学部長は、学則第14条及び兵庫県立大学他大学等における授業科目の履修規程に基

づき認定した単位数を別表第1から別表第3に定める卒業所要単位に参入することができ  
る。

#### 第8条 削除

(教職課程科目)

第9条 教職課程科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第5に定めると  
ころによる。

(単位の計算)

第10条 学則第11条第1項第1号及び第2号の規定による専門基礎科目、専門教育科目及び教職  
課程科目の単位の計算については、次の基準のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間以上45時間以下の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技等のうち二以上の方法の併用によ  
り行う場合においては、その組み合わせに応じ、15時間以上30時間以下の授業をもって1単位  
とする。
- (4) 卒業研究については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第11条 学生は、毎学年の所定の期日までに、履修しようとする授業科目のうち、抽選科目等指  
定の科目については、履修願を学務所管課に提出し、その他の科目については、学生情報シス  
テムにより履修登録を行わなければならない。

- 2 各学年において履修登録できる科目の単位数は、専門教育系においては各学期で通年24単位  
を超えないものとし、食環境栄養課程においては、各学期で28単位を超えないものとする。
- 3 単位数の合計に含まない科目については、別に定める。

(他学部の授業科目の履修)

第12条 学生は、他学部の授業科目を履修しようとするときは、他学部授業科目履修許可願(様  
式第1号)を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。

- 2 学部長は、前項の規程により、他学部の授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、  
関係学部長に協議しなければならない。
- 3 第1項の規程により、履修した授業科目のうち、学部長が相当と認めるものについては、教  
授会の意見を聴いた上で、卒業所要単位数に算入することができる。

(大学院環境人間学研究所の授業科目の履修)

第13条 学生は、本学大学院環境人間学研究所定の博士前期課程授業科目(兵庫県立大学環境  
人間学研究所規程第5条に定める別表第3の授業科目)を履修しようとするときは、大学院環  
境人間学研究所長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位は、卒業所要単位数に含めるこ  
とができない。

(研究生の受入れ)

第14条 学部長は、本学大学院研究生で本学部における履修を願い出る者があるときは、教授  
会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 学生は、学則第15条第1項の規定による既修得単位の認定を受けようとするときは、  
既修得単位認定願を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

- 2 学部長は、前項の規定について、教授会の意見を聴いた上で、単位を認定することができる。

3 前2項の規定により認定された単位数は、別表第1から別表第3に定める卒業所要単位数に算入することができる。

(編入学の入学資格)

第16条 学則第19条第3項の学部の規定する編入学を希望する者に係る入学資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 大学を卒業した者であること。
- (2) 短期大学を卒業した者であること。
- (3) 高等専門学校を卒業した者であること。
- (4) 大学に2年以上在学し、退学した者であること。
- (5) 前各号と同等以上の資格を有すると学部長が認めた者であること。

(編入学者の在学すべき年数)

第17条 学則第23条に規定する編入学により入学した者の在学すべき年数は、原則として2年から3年とし、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。

第18条 削除

(転学)

第19条 学生は、学則第24条第1項に規定する他の大学への転学を希望するときは、転学許可願(様式第2号)を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。

2 学生は、学則第24条第2項に規定する本学部への転学を希望するときは、転学許可願(様式第3号)を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。

3 学部長は、前項の規定について、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することができる。

(転学部)

第20条 学生は、学則第25条に規定する転学部を希望するときは、転学部許可願(様式第4号)を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。

2 学部長は、前項の規定について、所属学部と志望学部の教授会の意見を聴いた上で、転学部を許可することができる。

(転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱い)

第21条 本学部(食環境栄養課程を除く。)に転学部することができる者は、他学部において62単位以上を修得した者でなければならない。

2 転学部の出願資格については、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。

3 学部長は、転学部を許可された者の既修得単位について、教授会の意見を聴いた上で、60単位を超えない範囲で本学部で修得したものとみなすことができる。

4 前3項に定めるもののほか、転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱いについて必要な事項は、別に定める。

(試験)

第22条 授業科目の評価は、学則第12条に基づき、原則として試験により行う。ただし、試験以外の方法が適当と認める場合には、他の方法をもって行うことができる。

2 学生は、履修した授業科目でなければ試験を受けることができない。

3 卒業研究の審査は、論文等で行う。

(成績)

第23条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 卒業研究の評価は、合格又は不合格をもって表す。
- 5 英語海外研修及び中国語海外研修の評価は、合格又は不合格をもって表す。  
(再履修及び再受験科目)

第24条 試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が翌年度又は翌学期以降（以下「翌年度等以降」という。）において、その授業科目につき単位を取得しようとするときは、再履修しなければならない。ただし、学部長は、授業科目によって翌年度等以降にその試験を受け、それに合格することによって当該科目の単位を認めることができる。

- 2 前項のただし書きに規定する授業科目は、毎年度の初めにこれを示すものとする。  
(専門ゼミナール及び卒業研究履修許可条件)

第25条 専門ゼミナールを履修するには、本学に2年以上在学し、別表第6に定める専門ゼミナール履修許可の条件を満たさなければならない。

ただし、3年次編入を許可された者については、この限りではない。

- 2 編入学を許可された者は、第16条各号に規定する教育機関の在学期間を前項の期間に算入することができる。
- 3 卒業研究を履修するには、当該教員の専門ゼミナールをあらかじめ修得しておかなければならない。  
ただし、教務委員会がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(卒業)

第26条 学生は、卒業するためには、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第7に定める卒業所要単位数以上を修得しなければならない。

(栄養士免許状授与)

第27条 別表第8に定める単位を修得し本学部を卒業した者は、栄養士法（昭和22年法律第245号）に定める栄養士免許状を取得することができる。

(教育職員免許状の所要資格の取得)

第28条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状を取得しようとする者は、同法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づき、学則第28条に規定するもののほか、第9条に定める教職課程科目の単位を修得しなければならない。

- 2 本学部において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

免許状の種類		免許教科
中学校教諭	1種免許状	保健体育

高等学校教諭	1種免許状	
栄養教諭	1種免許状	

(資格関連)

第29条 一級建築士又は二級建築士の受験資格を取得しようとする者は、学則第28条に規定する要件のほか、別表第9に定める資格関連科目から所定の単位を修得しなければならない。

2 前項により、一級建築士又は二級建築士の受験資格に必要な単位を修得した者には、それぞれ建築資格課程（一級）又は建築資格課程（二級）を修了したことを証明する。

3 別表第10に定める単位を修得し本学部を卒業した者は、栄養士法に定める管理栄養士の国家試験受験資格を取得できる。

第30条 削除

(履修方法に関する細則)

第31条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、環境人間学部規程施行細則に定めるところによる。

(補則)

第32条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年3月31日以前に入学していた者については、第11条第2項の規定は適用しない。

附 則 (平成27年3月11日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日以前に入学していた者については、第28条第2項の規定は、なお従前の例による。

附 則 (平成28年8月10日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月8日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月31日以前に入学していた者については、第3条の規定は、なお従前の例によ

る。

附 則（平成31年 2月20日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成30年 3月31日以前に入学していた者については、第 4 条、第10条及び第30条は、なお従前の例による。
- 3 平成31年 3月31日以前に入学していた者については、特別英語 1、特別英語 2 及び特別英語 3 の評価は、なお従前の例による。

別表第 4 及び別表第 1 1 を次のように改める。

別表第 4 削除

別表第 1 1 削除

附 則（令和 2 年 2 月19日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 令和 2 年 3 月31日以前に入学していた者については、第11条第 2 項の規定は、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 2 月17日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 9 日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 令和 4 年 3 月 31 日以前に入学していた者については、第 7 条第 2 項の規定は、なお従前の例による。ただし、平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日に入学していた者については、下記の科目を履修することができる。

授業科目の名称	単位数
環境動態解析	2
環境動態解析演習	2

- 3 令和 4 年 3 月 31 日以前に入学していた者については、第 11 条第 2 項の規定は、なお従前の例による。